

第7回 遠賀川下流部利用者会議



会議資料

第4期（その2）対策後の西川不法係留状況
平成30年10月撮影

国土交通省 遠賀川河川事務所

目 次

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策について
2. 不法係留船実態調査結果
3. 今後の不法係留船対策方針

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策について

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書

遠賀川河口域における 不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局
福岡県

目次

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における 不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画	
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

不法係留船対策に係る計画書の概要

○重点的撤去区域の設定

強制的な撤去措置を執る必要があると認められる重点的撤去区域を設定。

○不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

重点的撤去区域を第1期から第5期に分けて実施していく。

設定時期は第1期を平成23年度、第2期を平成24年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応。

○規制措置の実施計画

重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行の措置を講じていく。

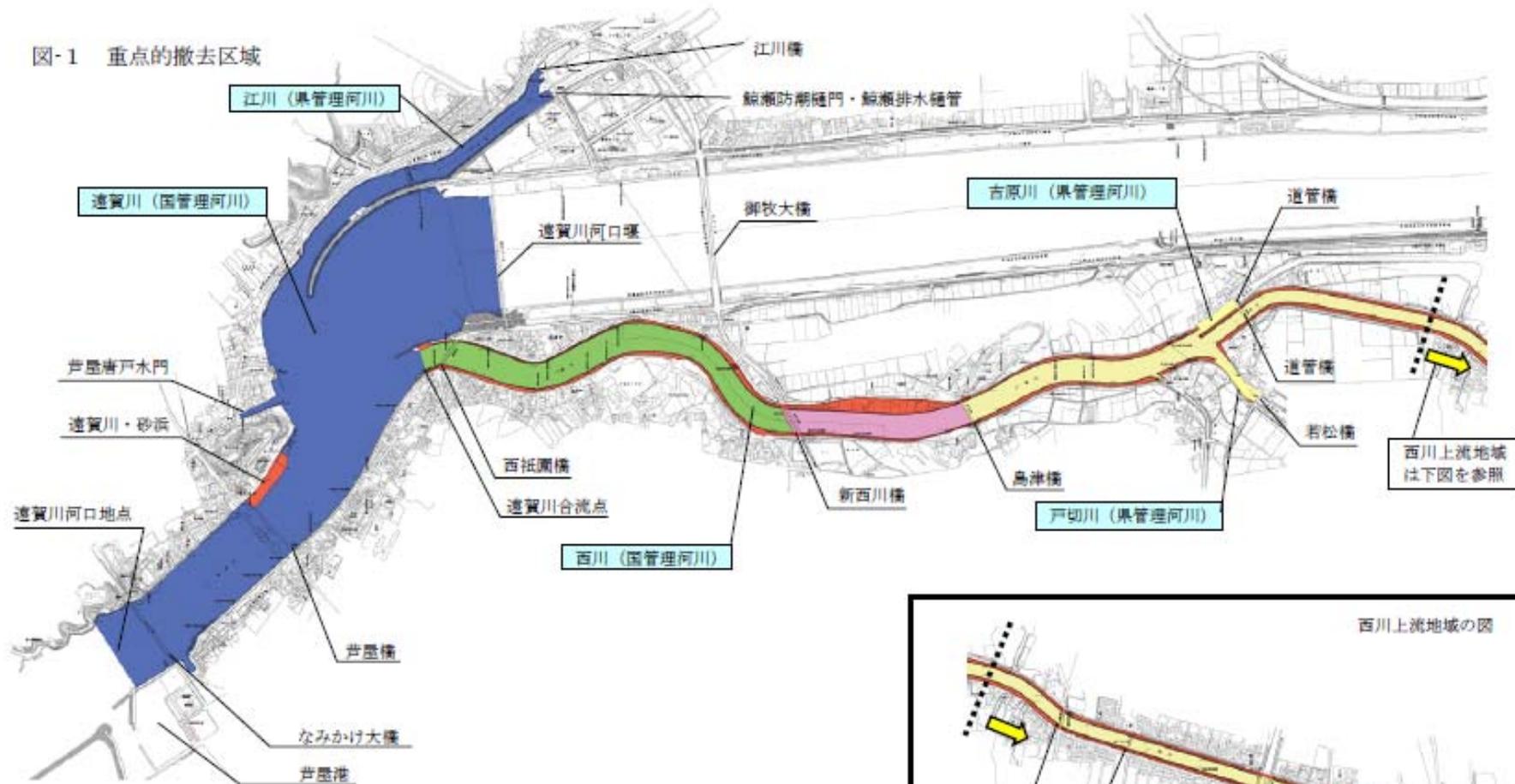
○計画推進のための体制

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るため、河川管理者、関係地方公共団体、警察機関、マリナー事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する。

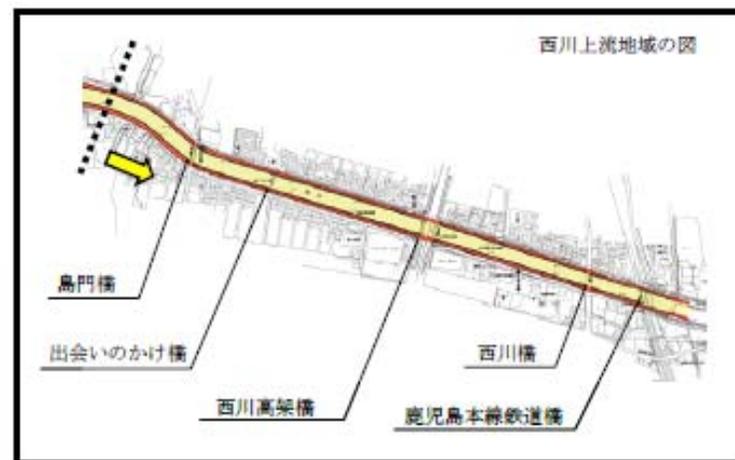
→遠賀川河口域利用対策協議会、遠賀川下流部利用者会議の設置。

計画書における『段階的に設定する重点的撤去区域』

図-1 重点的撤去区域



重点的撤去区域	
■ 第1期	西川 高水敷（河岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） 遠賀川 砂浜（右岸）
■ 第2期	西川（島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） 戸切川（西川合流点～若松橋下流端まで） 吉原川（西川合流点～道管橋下流端まで）
■ 第3期	西川（新西川橋下流端～島津橋下流端まで）
■ 第4期	西川（遠賀川合流点～新西川橋下流端まで）
■ 第5期	遠賀川（遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで） 江川（遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで）



0 0.5 1km

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等

⑥計画実施の報告

③地域の意見を反映した対策(案)の説明

④対策(案)の承認

不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

①対策(案)の説明

②地域の意見を対策(案)に反映

⑥計画実施の報告

⑤計画の実行

○船舶所有者又は使用者

遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	・第1回 西川利用対策会議 ・第2回 西川利用対策会議 ・第3回 西川利用対策会議 ・第4回 西川利用対策会議	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	・第5回 西川利用対策会議 ・第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 ・第2回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表 『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）
H23	6月 12月 2月 3月	・第2回 遠賀川下流部利用者会議 ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第1期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点）
H24	4月 11月 1月 3月	・第3回 遠賀川下流部利用者会議 ・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第2期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）
H25	4月		<p style="text-align: center;">第3期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H26	6月 8月 9月 10月	・第4回 遠賀川下流部利用者会議 ・第5回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その1）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）
H27	2月 3月	・第5回 遠賀川下流部利用者会議	<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域(その1)の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H28年2月に4期(その1)の船は全て無くなった 自主撤去93隻、簡易代執行1隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻
H28	4月 6月 7月	・第6回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その2）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H28.2月時点）
H29	1月		<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域(その2)の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H30年1月に4期(その2)の船は全て無くなった 自主撤去67隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻
H30	5月 7月	・第6回 遠賀川下流部利用者会議 ・第7回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">沈没船等撤去対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※対象隻数：5隻
R1 (H31)	10月 12月	・第7回 遠賀川下流部利用者会議 ・第8回 遠賀川河口域利用対策協議会（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その3）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：116隻（R1.9月時点）

遠賀川河口域における対策の経過①

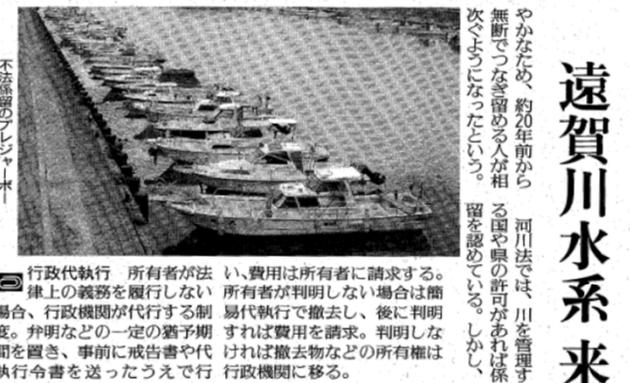
●H23.2.20 (日) 読売新聞 (朝) 33面

国土交通省遠賀川河口事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)



不法係留船 強制撤去へ



遠賀川水系 来年度から

やかなため、約20年前から無断でつなぎ留められる国や県の許可があれば係留を認め、しかし、

河川法では、川を管理する者などが、約20年前から無断でつなぎ留められる国や県の許可があれば係留を認め、しかし、

国土交通省遠賀川河口事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)

国土交通省河川事務所 両岸2.5キロ占拠、水害招く恐れ

国土交通省河川事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)

●H23.9.16 (金) 日本経済新聞 (夕) 15面

遠賀川 不法係留船 強制撤去へ

国土交通省 700隻超、九州で最多

国土交通省は今年度、本格的な強制撤去を開始する。700隻を超える不法係留船は九州の河川で最多とみられ、福岡や佐賀の河川で特に多い。大規模な強制撤去は九州で初めてとなる。また、所有者不明のボートも、撤去に当たっては税金徴収の可能性もある。

国土交通省河川事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)



国土交通省は今年度、本格的な強制撤去を開始する。700隻を超える不法係留船は九州の河川で最多とみられ、福岡や佐賀の河川で特に多い。大規模な強制撤去は九州で初めてとなる。また、所有者不明のボートも、撤去に当たっては税金徴収の可能性もある。

国土交通省河川事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)

不法係留、全国で9万8000隻 昨年調査 九州・沖縄2割占める

国土交通省は今年度、本格的な強制撤去を開始する。700隻を超える不法係留船は九州の河川で最多とみられ、福岡や佐賀の河川で特に多い。大規模な強制撤去は九州で初めてとなる。また、所有者不明のボートも、撤去に当たっては税金徴収の可能性もある。

国土交通省河川事務所(直方市)は来年度から、遠賀川水系の河口に不法に係留されているプレジャーボートを行政代執行などで強制撤去する。これまで所有者が自主的な撤去を求めてきたが、改善されず、ボートが川の流れを妨げて水害を招く恐れもあるため、本格的な対策に乗り出すことにした。

(大野 亮二)

遠賀川河口域における対策の経過②

●H23.12.21 (水) 毎日新聞 (朝) 19面

「重点的撤去区域」奏功

1年間で143隻減

不法係留ボート減少

遠賀川の河口域

国土省・河川事務所 1年間で143隻減

芦屋町などの遠賀川河口域に不法係留されたプレジャーボートが、この1年間で143隻も減った。国土交通省遠賀川河川事務所(直方市)が明らかにした。前年同期の82隻減よりも大きく減り、「河口域に設けられた「重点的撤去区域」が奏功したようだ。」

【小畑英介】

不法係留船を巡って、9月時点の不法係留船は633隻(前年775隻)。不法係留をやめた143隻のうち69隻が、西川河川敷など今年度の重点的撤去区域にあった。ほとんどの所有者が自主撤去した。所有不明で財産価値のない4隻は、ごみとして処分し、区域内の

と、その支流の西川や江り、河川事務所などは11年川で多く見受けられる。重点撤去区域の対策実施時期として、事務所に所有者のおよそ半数は北九州市民で、残りは芦屋町などの地元と見られる。ボートの放置は、燃料の流出や洪水時の川のせき止めなどにつながる恐れがある。行政代執行法に基づき、1期は11年6月、2期は12年4月にそれぞれ開始。23日までに撤去されない場合、河川事務所が強制撤去する方針だ。20万、30万円程度の撤去費用は、所有者の負担となる。

河川事務所は「粘り強く、所有者に撤去を要請している。高額な実費負担が強いられる強制撤去が嫌で、所有者は不法係留をやめている」と分析。4期、5期の撤去スケジュールは立てていないが、河川事務所は撤去をやり遂げる」としている。

（宮下雅太郎）



遠賀川河口域に残る不法係留船

●H26.5.20 (火) 西日本新聞 (朝) 22面

撤去指導順調に

強硬姿勢が奏功

遠賀川河口の不法係留船

遠賀川河口域に長期間、不法係留されているプレジャーボートの撤去に、国土交通省遠賀川河川事務所(直方市)が本腰を入れている。2011年から河口を5区域に分けて対策を押し進め、これまでに2区域の128隻がすべて移動。3区域目も162隻あったボートがわずかに8隻まで減っている。自主的に撤去されない場合、強制撤去も辞さない強硬な姿勢が奏功しているとみられる。

西川・支流の不法係留ボート(写真で撮影した一部を加工しています)

河川事務所によると、不法係留は保管料を免れることなどが目的で、遠賀川5区域中3区域はほぼ完了。河川事務所

と、その支流の西川や江り、河川事務所などは11年川で多く見受けられる。重点撤去区域の対策実施時期として、事務所に所有者のおよそ半数は北九州市民で、残りは芦屋町などの地元と見られる。ボートの放置は、燃料の流出や洪水時の川のせき止めなどにつながる恐れがある。行政代執行法に基づき、1期は11年6月、2期は12年4月にそれぞれ開始。23日までに撤去されない場合、河川事務所が強制撤去する方針だ。20万、30万円程度の撤去費用は、所有者の負担となる。

河川事務所は「粘り強く、所有者に撤去を要請している。高額な実費負担が強いられる強制撤去が嫌で、所有者は不法係留をやめている」と分析。4期、5期の撤去スケジュールは立てていないが、河川事務所は撤去をやり遂げる」としている。

（宮下雅太郎）



遠賀川河口域の不法係留船 重点撤去区域

遠賀川河口地点 西川・支流の不法係留ボート(写真で撮影した一部を加工しています)

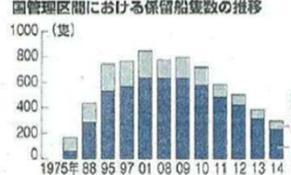
河川事務所によると、不法係留は保管料を免れることなどが目的で、遠賀川5区域中3区域はほぼ完了。河川事務所

遠賀川河口域における対策の経過③

●H27.4.19 (火) 朝日新聞 (朝) 31面



国管理区間における係留船隻数の推移



遠賀川 西川

遠賀川河口、取り締まり強化4年

2月末、遠賀川支流の西川(通称)で、持ち主不明のブレスジャーボート多数が強制撤去された。河川事務所職員で作業員ら約40人が現場に入り、午前10時に係留を宣言。船長約6名のボートや水中の

かつて遠賀川河口域にすらりと並んだブレスジャーボートの不法係留。国土交通省遠賀川河川事務所(直方市)や県が取り締まりを強化して4年、現在は半数以下まで減じた。一方で、ボートの新たな係留先の確保が課題になっている。

アンカーをクレーンで取り上げ、保管先へと運び出した。河川事務所によると、ボートなどを恒常的に係留する場合は、河川法に基づき許可を受けなければならない。しかし、大雨の時に水の流れを妨げたり、洪水時に流されて護岸に

衝突したりする管理上の問題があり、遠賀川水系では原則として許可をしていないという。

遠賀川水系での不法係留はパブル期以降、増加の一途をたどった。1975年に164隻だったのが、88年は430隻に。2001年には800隻を超えた。

留めやすい護岸

不法係留の大部分は西川に

不法係留ボート半減

「受け皿」の確保が課題に

強引撤去される不法係留のボート=2月27日、遠賀町

集まった。川岸から川の中央へどんどん深くはなれ、留め護岸ではなく、漁港のような「重面護岸」で、留めやすいという。所有者の約半数が北九州市内で、残りは周辺市町村という。

ボートをロープで護岸に固定する係留柱を打ち込み人も続出した。河口近くの釣具店を営む西川征一さん(76)は「当時は取り締まりもな、係留した人が友人を呼んで増やしていた」と話す。ボート販売店に「西川に留めればいい」と言われた人もいたという。

周辺住民から「ゴミや騒音の苦情が寄せられ、河川事務所は09年、漁協や流域の声屋、遠賀商町、ボート所有者の団体など対策を話し合う会議を設けた。西川の上流から区間を決め、それぞれ1年〜1年半かけ、段階的に対策を実施。所有者に対して河川法に基づき警告を出し、期限までに移動しない場合は強制撤去することを通告し、所有者はボートを陸揚げしたり、移動したりして対応した。

現在は西川と遠賀川の合流地点までの対策を進めている。対策が終わった区間はすべて撤去され、11年500隻、14年は296隻とピーク時の半分以下に減った。

新施設は抽選に

ただし、係留できる場所は依然として少ない。北九州市は11年度までに、若松区の藤田漁港内の約4・3万を認め立て、2本の桟橋に計108隻を係留できる「藤田漁港フィッシュリーナ」を整備した。

12年に運用を開始。108隻の枠に116隻が応募して抽選になった。13年以降も空きが出た分を募集したが応募は倍以上に。桟橋の増設や、現在は認められていない9万超の大型ボートの係留設備を求める声も出ているという。

同市水産課によると、整備の背景には遠賀川やひびき川(同市若松区)の不法係留があった。また、以前は漁船がボートと同じ場所に係留されており、漁場や港内の航行を巡ってトラブルになるケースがあり、その混在解消を図ったという。

河川事務所の平松英樹副所長(68)は「西川の撤去は進んだが、所有者に『撤去後、どこに係留すればいいのかわからない』と聞かれる。周辺地域に係留施設が少ないという現状もある」と話している。

(藤田 浩)

遠賀川河口域における対策の経過④

●H28.2.16 (火) 西日本新聞 (朝) 25面

河口問題
河川留
賀川係
遠不法

西川で撤去最終段階

河川事務所が春から指導

遠賀川河口域に多数のフ
レジャーボートが不法係留
している問題で、地区を区
切って段階的に撤去を進め
ている国土交通省遠賀川河
川事務所(直方市)は近く、
不法係留船が集中する支流
・西川の最終区域で対策に
乗り出す。同域に残る船の
所有者に対して、まず河川
法に基づく指示書などで自
主撤去を促し、「不法係留
ゼロ」を目指す。

事務所によると、遠賀川
ではパブル期ごろから不法
係留が増え始め、2010
年には河口域全体で716
隻、うち芦屋、遠賀両町に
またがる西川でその8割強
に当たる581隻が確認さ
れた。事務所は11年から西
川を中心に河口域約6キロを
「重点的撤去区域」に定め、
上流から段階的に自主撤去
を促し、不法状態を解消し
てきた。

今回の区域(約1キロ)で
は178隻(5日現在)を
確認。所有者の4割強が北
九州市、1割ほどが芦屋町、
残りは遠賀郡や直方市など
地元の住民という。4月か
ら指示書や警告書で自主撤
去を促し、従わない場合は
行政代執行で強制撤去す
る。これまで強制撤去に至
った例はないが、より下流
域に係留しなおす事例は散
見されるという。

ボートの放置は河川の流
下能力を低下させ、ごみや
燃料が流出して洪水時には
災害を助長する恐れもある
という。事務所占用調整課
の藤崎雄一郎課長は「強制
撤去になれば高額な実費負
担を所有者に求めることに
もなる。自発的な移動を期
待したい」と呼び掛けてい
る。(宮下雅太郎)

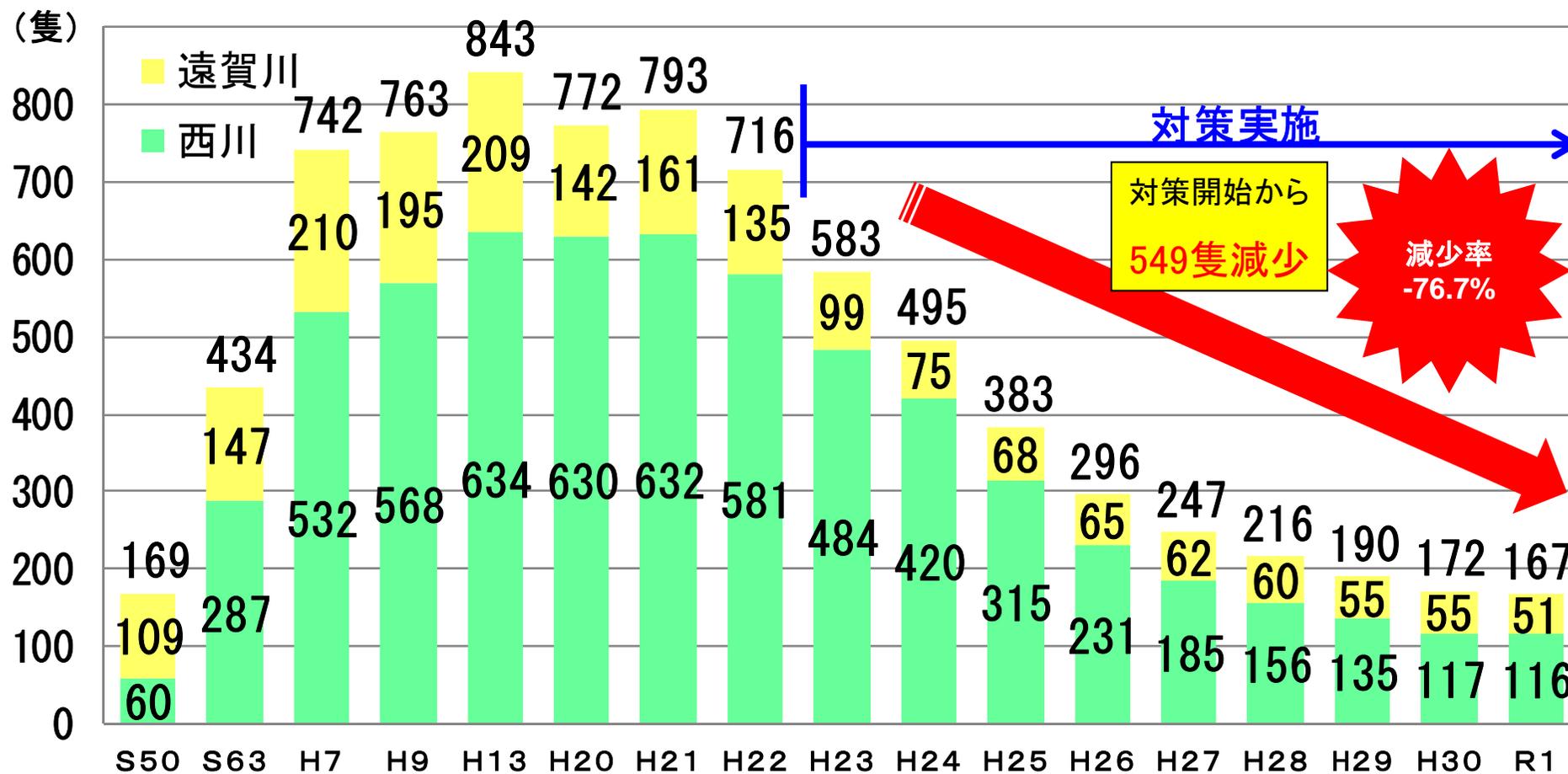


多くのレジャーボートが不法係留している遠賀川支流の西川
11日午前(写真の一部を加工して)

2. 不法係留船實態調查結果

国区間における不法係留船隻数の推移

※国管理区間のみ



※”遠賀川”には汐入川を含む

(年度)

不法係留船調査結果

不法係留船の調査結果(令和元年9月)

(単位:隻) ※参考

河川	区分	総数	検査済	検査切	小計	確認不可	所有者不明船	沈船	H30年度	H30年度
									総数	との差
国管理	西川	116 (100.0%)	87 (75.0%)	26 (22.4%)	113 (97.4%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	117	▲1 (-0.9%)
	遠賀川	4 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11	▲7 (-63.6%)
	汐入川	47 (100.0%)	33 (70.2%)	11 (23.4%)	44 (93.6%)	1 (2.1%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	44	3 (6.8%)
	小計	167 (100.0%)	122 (73.1%)	39 (23.4%)	161 (96.4%)	3 (1.8%)	2 (1.2%)	1 (0.6%)	172	▲5 (-2.9%)
県管理	吉原川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	戸切川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	江川	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	9	▲5 (-55.6%)
	小計	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	9	▲5 (-55.6%)
合計		171 (100.0%)	123 (71.9%)	40 (23.4%)	163 (95.3%)	3 (1.8%)	3 (1.8%)	2 (1.2%)	181	▲10 (-5.5%)

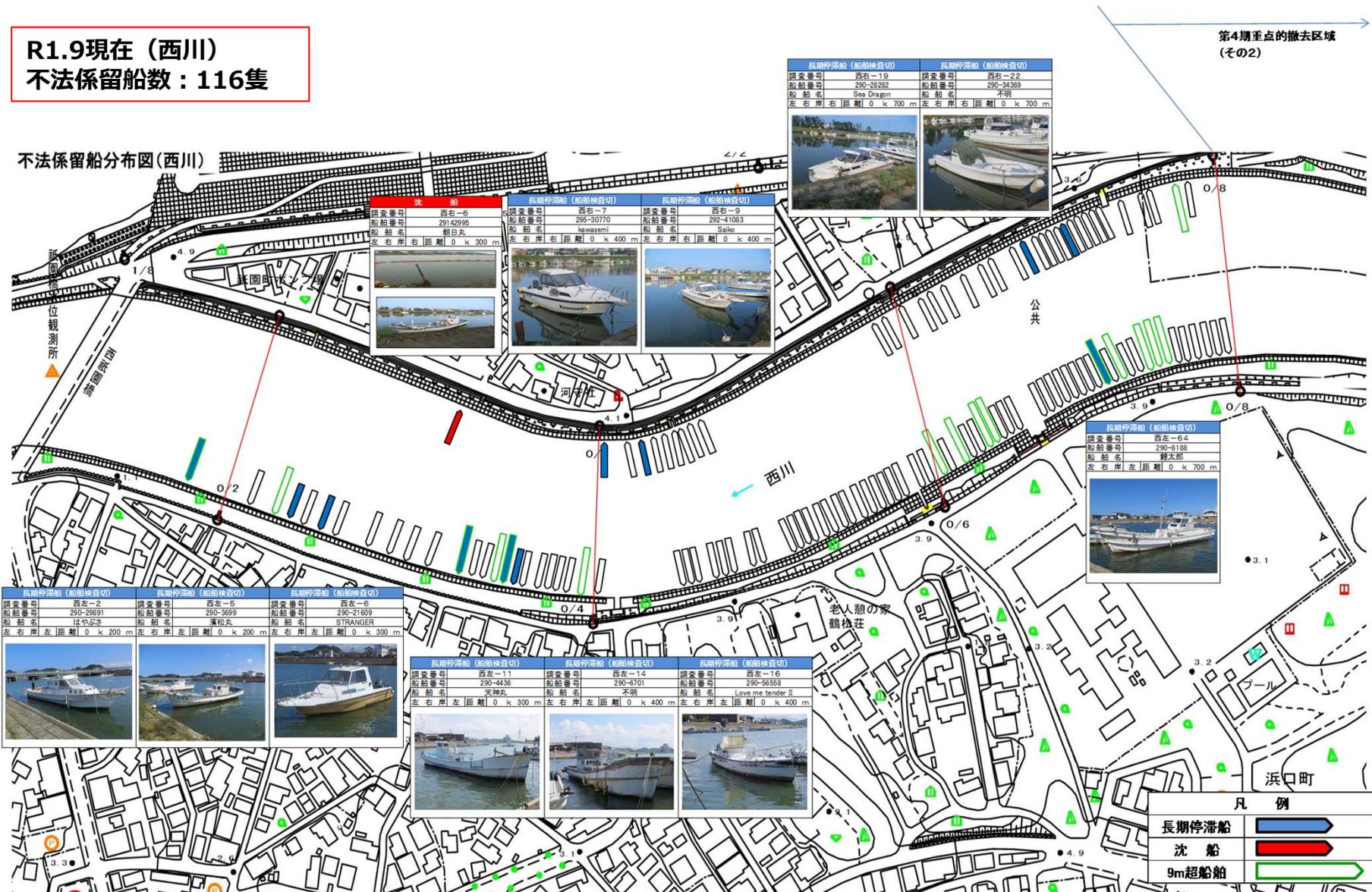
※検査については、現地における「定期検査済年票」及び「次回検査時期指定票」の確認による。

- ・検査済・・・小型船舶検査機構の検査機関が有効な船舶
- ・検査切・・・小型船舶検査機構の検査機関が切れている船舶
- ・確認不可・・・船舶番号がシートで覆われるなどで船舶番号が確認できない船舶
- ・所有者不明船・・・小型船舶検査機構への登録がされていない船舶や船舶番号が剥がされる等により所有者が不明な船舶
- ・沈船・・・船体が沈没している船舶

西川の不法係留船分布状況図 (R1.9時点)

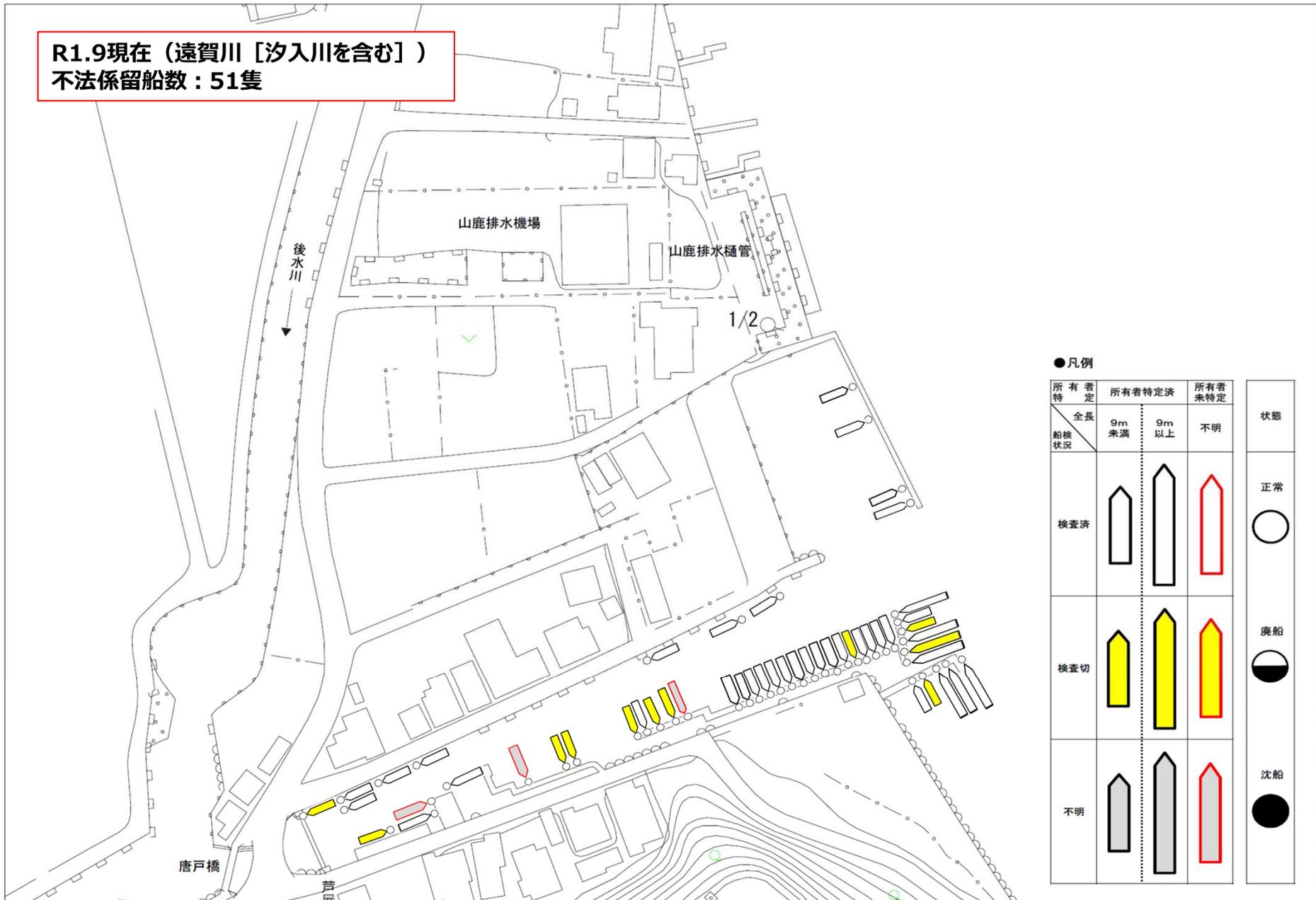
R1.9現在 (西川)
不法係留船数 : 116隻

不法係留船分布図(西川)



遠賀川（汐入川含む）の不法係留船分布状況図（R1.9時点）

R1.9現在（遠賀川〔汐入川を含む〕）
不法係留船数：51隻



船舶の大きさ（全長）の区分

船舶の大きさ(全長の区分)

(単位:隻)

河川	区分	総数	検査済		検査切		小計		確認不可	所有者不明船	沈船
			9m未満	9m以上	9m未満	9m以上	9m未満	9m以上			
国管理	西川	116	74	13	22	4	96	17	2	0	1
	遠賀川	4	2	0	2	0	4	0	0	0	0
	汐入川	47	27	6	10	1	37	7	1	2	0
	小計	167	103	19	34	5	137	24	3	2	1
県管理	吉原川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戸切川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	江川	4	1	0	0	1	1	1	0	1	1
	小計	4	1	0	0	1	1	1	0	1	1
合計		171	104	19	34	6	138	25	3	3	2

※令和元年9月現在

※船舶の大きさは日本小型船舶検査機構への照会結果によるため、登録情報が不明な船舶は大きさの調査が不可。

不法係留船の所有者特定と居住地

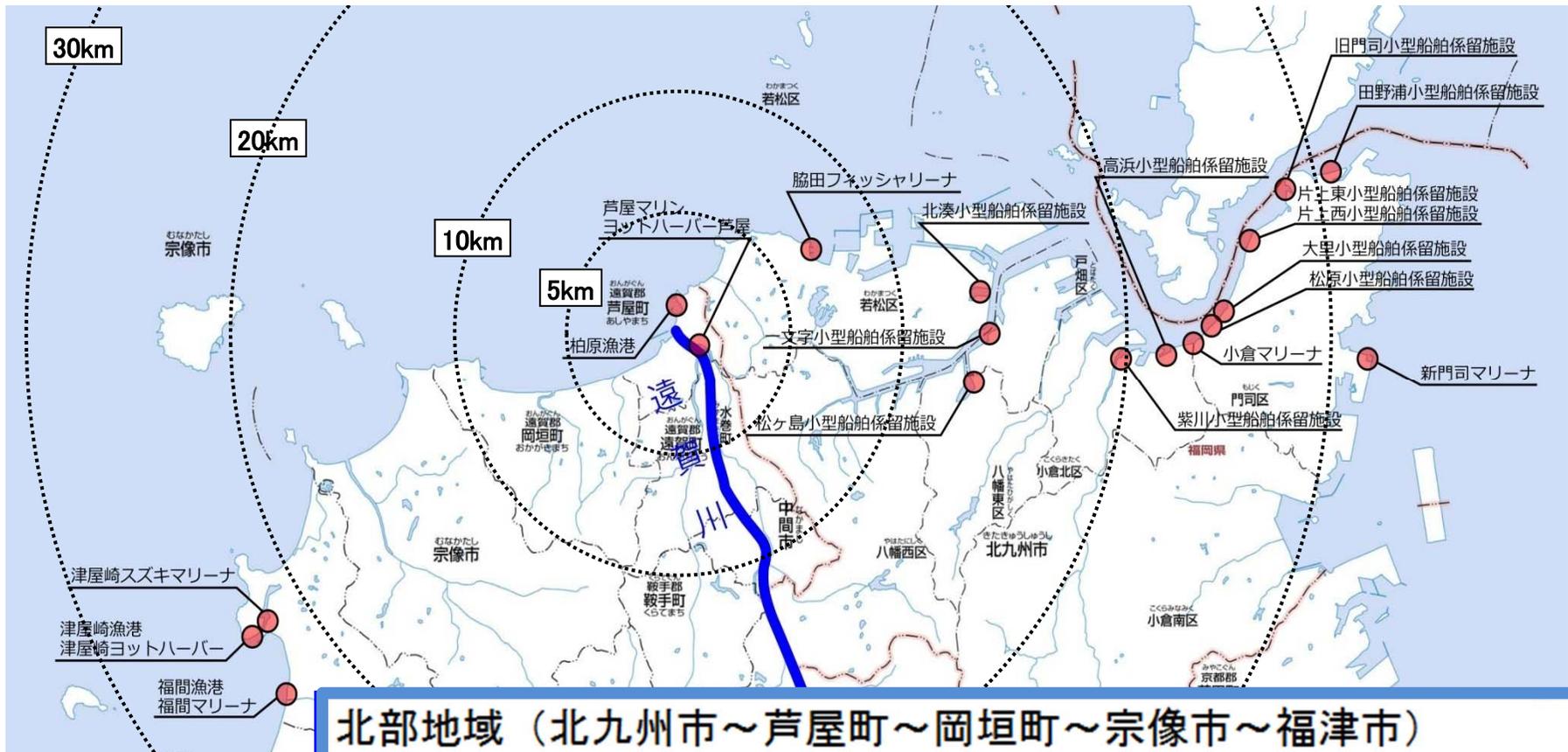
不法係留船の所有者居住地								
地域	河川名	国管理			県管理 江川	合計	割合① (不明含まず)	割合② (不明含む)
		西川	遠賀川	汐入川				
北九州市		47		24		71	43.6%	41.5%
八幡東区		5		1		6	3.7%	3.5%
八幡西区		29		11		40	24.5%	23.4%
小倉北区		2		2		4	2.5%	2.3%
小倉南区		3				3	1.8%	1.8%
戸畑区		1				1	0.6%	0.6%
若松区		6		9		15	9.2%	8.8%
門司区		1		1		2	1.2%	1.2%
福岡市		3				3	1.8%	1.8%
西区		2				2	1.2%	1.2%
中央区		1				1	0.6%	0.6%
宗像市		4		1		5	3.1%	2.9%
福津市		1				1	0.6%	0.6%
遠賀郡		38	4	10	1	53	32.5%	31.0%
芦屋町		14	2	5	1	22	13.5%	12.9%
遠賀町		3				3	1.8%	1.8%
岡垣町		15	1	2		18	11.0%	10.5%
水巻町		6	1	3		10	6.1%	5.8%
中間市		7		3		10	6.1%	5.8%
直方市		3		1		4	2.5%	2.3%
宮若市		2				2	1.2%	1.2%
鞍手郡		3		3		6	3.7%	3.5%
鞍手町		3		2		5	3.1%	2.9%
小竹町				1		1	0.6%	0.6%
飯塚市		2				2	1.2%	1.2%
田川市		1		2		3	1.8%	1.8%
田川郡		3				3	1.8%	1.8%
福智町		3				3	1.8%	1.8%
小計		114	4	44	1	163	100.0%	95.3%
所有者不明		2		3	3	8	—	4.7%
合計		116	4	47	4	171	—	100.0%

※ 令和元年9月調査時点

※ 日本小型船舶検査機構への照会結果による

※ 割合①は所有者不明分を除いた割合、割合②は所有者不明を含んだ割合

遠賀川河口域周辺の保管施設の空き状況



北部地域（北九州市～芦屋町～岡垣町～宗像市～福津市）

項目	施設数		収容可能隻数		現収容数		収容余力	
	数	累計	数	累計	数	累計	数	累計
遠賀川河口から								
10km圏内	4	4	246	246	228	228	18	18
20km圏内	4	8	120	366	120	348	0	18
30km圏内	12	20	889	1,255	833	1,181	56	74
40km圏内	2	22	383	1,638	161	1,342	222	296

遠賀川河口域周辺の係留施設の収容余力状況（距離別）

遠賀川河口周辺の受入施設の状況（距離別）

R1.9現在

距離	施設名	所在地	公営・民営	収容可能数	現収容数	収容余力		収容余力累計	
						収容余力	うち 9m超 収容余力数	収容余力	うち 9m超 収容余力数
5km圏内	芦屋マリーナ	芦屋町	民営	30	20	10	受入不可	18	0
	ヨットハーバー芦屋	芦屋町	民営	75	67	8	受入不可		
	柏原漁港	芦屋町	公営	33	33	0	0		
	小計			138	120	18	0		
10km圏内	脇田フィッシャリーナ	北九州市	公営	108	108	0	受入不可	18	0
	小計			108	108	0	0		
20km圏内	一文字小型船舶係留施設	北九州市	公営	19	19	0	受入不可	18	0
	松ヶ島小型船舶係留施設	北九州市	公営	28	28	0	受入不可		
	北漢小型船舶係留施設	北九州市	公営	35	35	0	受入不可		
	紫川小型船舶係留施設	北九州市	公営	38	38	0	受入不可		
	小計			120	120	0	0		
30km圏内	小倉マリーナ	北九州市	民営	40	22	18	受入不可	74	0
	高浜小型船舶係留施設	北九州市	公営	45	45	0	受入不可		
	旧門司小型船舶係留施設	北九州市	公営	72	72	0	受入不可		
	片上東小型船舶係留施設	北九州市	公営	27	27	0	受入不可		
	片上西小型船舶係留施設	北九州市	公営	3	3	0	受入不可		
	大里小型船舶係留施設	北九州市	公営	13	13	0	受入不可		
	松原小型船舶係留施設	北九州市	公営	18	18	0	受入不可		
	津屋崎スズキマリーナ	福津市	民営	40	40	0	受入不可		
	津屋崎漁港	福津市	公営	320	295	25	0		
	津屋崎ヨットハーバー	福津市	公営	168	166	2	0		
	福間漁港小型船舶係留施設	福津市	公営	88	77	11	受入不可		
	福間マリーナ	福津市	民営	55	55	0	受入不可		
	小計			889	833	56	0		
40km圏内	田野浦小型船舶係留施設	北九州市	公営	81	54	27	受入不可	296	155
	新門司マリーナ	北九州市	民営	302	107	195	155		
	小計			383	161	222	155		
合計				1,638	1,342	296	155		

遠賀川河口域周辺の係留施設詳細一覧①

年間税込料金(単位:円) R19現在

西川から保管施設までの距離	5km	5km	5km	10km	30km	30km	30km	30km	30km	30km		
全長	芦屋マリーナ	ヨットハーバー 芦屋	柏原漁港	脇田漁港 フィッシャリーナ	小倉マリーナ	津屋崎マリーナ	津屋崎漁港	津屋崎 ヨットハーバー	福岡漁港 小型船舶係留施設	福岡マリーナ		
~ 6.0m (20ft)	190,000	200,000		104,400(市内) 108,000(市外)	173,880 (15ft) 186,300 (16ft) 198,720 (17ft) 211,140 (18ft) 223,560 (19ft)	156,600 (16ft) 167,400 (17ft) 178,200 (18ft) 194,400 (19ft)		陸上保管 水面保管	陸上保管 水面保管			
6.0m ~ 6.5m (20ft) ~ (21ft)	200,000	210,000	* (船舶幅2m以下の 場合)船舶の長さ1m につき月額23円	121,800(市内) 126,000(市外)	235,980 (20ft) 248,400 (21ft) 273,240 (22ft)	205,200 (20ft) 216,000 (21ft) 226,800 (22ft)	* (船舶幅2m以下の場 合)船舶の長さ1mにつ き月額28円 * (船舶幅2m超から3m 以下の場合)船舶の長 さ1mにつき月額42円 * (船舶の幅が3m超から 6.1m未満の場合)船舶 の長さ1mにつき月額56円 * (船舶の幅が6.1m以 上の場合)月額98円	船舶の長さ 1mにつき月 額1,870円 (船舶の長 さに1メー トル未満の端 数があるとき は小数点 第2位以下 を切り捨て)	船舶の長さ 1mにつき月 額1,320円 (船舶の長 さに1メー トル未満の端 数があるとき は小数点 第2位以下 を切り捨て)	船舶の長さ 1mにつき月 額1,870円 (船舶の長 さに1メー トル未満の端 数があるとき は小数点 第2位以下 を切り捨て)	船舶の長さ 1mにつき月 額2,050円 (船舶の長 さに1メー トル未満の端 数があるとき は小数点 第2位以下 を切り捨て)	
6.5m ~ 7.0m (21ft) ~ (23ft)		230,000		139,200(市内) 144,000(市外)	298,080 (24ft) 322,920 (25ft)	259,200 (24ft) 270,000 (25ft)						
7.0m ~ 7.5m (23ft) ~ (25ft)		250,000		156,600(市内) 162,000(市外)	347,760 (26ft) 372,600 (27ft)	291,600 (26ft) 297,000 (27ft)						
7.5m ~ 8.0m (25ft) ~ (26ft)		260,000			372,600 (28ft) 397,440 (29ft)	307,800 (28ft) 318,600 (29ft)						
8.0m ~ 8.5m (26ft) ~ (28ft)		280,000										
8.5m ~ 9.0m (28ft) ~ (30ft)	280,000(29ft)	300,000										
9.0m ~ 9.5m (30ft) ~ (31ft)												
9.5m ~												
施設収容能力	30隻	75隻	33隻	108隻	40隻	40隻	320隻	168隻 (陸上44・水面124)	88隻 (陸上44・水面44)	55隻		
収容余力(空き)	10隻	8隻	0隻	0隻	18隻	0隻	25隻	0隻	2隻	11隻	0隻	
条件等	*保管29ftまでシャ ブ船は受入不可 *陸上保管 *保証金・時間外加算 料別途有 *船台は小さめ(20ft 程度)のものはレンタ ルできる場合もある が、それ以外(は持込 又は作成が必要。(作 成は30万以上かかる 見込) *水曜定休日		*別途消費税が発生 *水面保管 *船舶幅による料金 区分有 *船舶長さに1m未 満端数は1mに切り 上げ *1日未満の端数は1 日に切り上げ *空きが出た場合、 広報等で随時募集 する。	*登録長4m以上9 mまで *水面保管 *H28.8.1時点の使用 料は船舶の長さ1m につき、月額1,310円 (1m未満端数切り 上げ) ※北九州市内居住 者優先	*保管30ftまで *陸上保管及び積上 げ保管 *上記料金は、マ リーナ会員料金。15f から1ft毎に料金設 定有。陸置代、擲降 代、水道代別途。	*30ft以上は受入不可 *保管可能サイズは実物 を確認してから	*水面保管 *干潮時に干潟となるた め、現在新規の受け入 れは積極的には行って いない。	*陸上保管 38ftまでで 上下架料別 途。 *別途県漁 港使用料	*水面保管 30ftまで *別途県漁 港使用料	*陸上保管 30ft未満ま で *陸上保管 の場合、上 下架料別途 *別途県漁 港使用料	*水面保管 30ft未満ま で *別途県漁 港使用料	*20ftより小さい船と 23ftより大きい船の受 入はしていない。 *陸上保管のみ。 *船を見てからの相談。 *別途船台料金 小 100,000円程度 大 150,000円程度 *土砂が堆積しているた め、満潮時しか船舶の上 下架が出来ない。現状で は新規受入は不可。
問い合わせ先	093-223-5385 芦屋マリーナ	093-223-2331 ヨットハーバー 芦屋	093-223-3544 芦屋町役場 地域づくり課	093-582-2086 北九州市 水産課	093-371-1860 小倉マリーナ	0940-52-2335 九州スズキ販売(株) 津屋崎マリーナ	0940-52-0053 宗像漁協津屋崎支所 福岡県農林水産部 水産局 水産振興課	①空き状況・施設に関する問合せ 0940-52-0053 宗像漁協津屋崎支所 ②係留料金・施設利用申込に関する問合せ 0940-62-5063 福津市建設課農林水産施設整備係		0940-43-0696 福岡マリーナ		

遠賀川河口域周辺の係留施設詳細一覧②

年間税込料金(単位:円) R1.9現在

西川から保管施設までの距離	20km	20km	20km	20km	30km	30km	30km	30km	30km	30km	40km	40km	
全長	北九州港(小型船係留施設)											新門司マリーナ	
	一文字	松ヶ島	北湊	紫川	高浜	旧門司	片上東	片上西	大里	松原	田野浦		
～ 6.0m (20ft)	11施設共通											178,200(15ft以下)	
6.0m ～ 6.5m (20ft) ～ (21ft)	6m未満											189,000 (16ft)	
6.5m ～ 7.0m (21ft) ～ (23ft)	6m以上12m未満											209,520 (17ft)	
7.0m ～ 7.5m (23ft) ～ (25ft)	12m以上											220,320 (18ft)	
7.5m ～ 8.0m (25ft) ～ (26ft)												232,200 (19ft)	
8.0m ～ 8.5m (26ft) ～ (28ft)												261,360 (20ft)	
8.5m ～ 9.0m (28ft) ～ (30ft)												273,240 (21ft)	
9.0m ～ 9.5m (30ft) ～ (31ft)												297,000 (22ft)	
9.5m ～												309,960 (23ft)	
												321,840 (24ft)	
												356,400 (25ft)	
												369,360 (26ft)	
												382,320 (27ft)	
												395,280 (28ft)	
												408,240 (29ft)	
												447,120 (30ft)	
												461,160 (31ft)	
												474,120～(32ft～)	
施設収容能力	19隻	28隻	35隻	38隻	45隻	72隻	27隻	3隻	13隻	18隻	81隻	302隻 (陸上220・水面82)	
収容余力(空き)	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	27隻	164隻	31隻
条件等	<p style="text-align: center;">・保管30ftまで 水面保管 ※北九州市内居住者又は北九州市内に事業所のある法人に限る ・最新の空き情報等は、原則として毎月2日、17日に 北九州港のHPで更新していて、毎月1日抽選。 ・所有者の名義であること。重複使用不可。有効な船舶検査証を有する船舶であること。</p>											陸上保管 主にPB。 全長60ftまで可 ※艇による。	水面保管 全長60ftまで可 ※艇による。
	一文字・松ヶ島・北湊 093-761-3425 北九州市港営課			高浜・紫川 093-581-1881 北九州市港営課		旧門司・片上東・片上西・大里・松原 093-321-5827 北九州市港営課					田野浦 093-321-0642 北九州市港営課	093-481-6233 新門司マリーナ	

3. 今後の不法係留船対策方針

令和元年度の不法係留船対策方針について

「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（平成25年、国土交通省、水産庁）において、「平成25年から10年間で計画期間として」という目標が示されており、今年度で7年目を迎えたところである。

遠賀川河口域においては、平成23年度より5回にわたり重点的撤去区域設定を実施し、不法係留船対策を進めてきた結果、不法係留船775隻が171隻まで減少したところである。今後も不法係留船の解消をめざして、不法係留船対策を実施する必要がある。

本年度の不法係留船対策として、遠賀川と西川の合流点（0k000m）から西川0k800mまでの区間について、「第4期重点的撤去区域（その3）」として区域設定を行うこととする。

また、西川において特に河川管理上支障となる可能性が高い船舶が12隻（長期停滞船11隻、沈船1隻）存在しており、これらの船舶については、重点的に撤去対策を進めていくこととする。

なお、新規係留保管施設の確保に向け、従前より行ってきた芦屋港及び波津漁港などへの不法係留船の受入要請を継続的に実施するものとする。

令和元年度の不法係留船対策方針について



対象船舶 (R1.9現在)

	隻数	うち支障高船舶
右岸	36隻	5隻
左岸	80隻	7隻
計	116隻	12隻

新規係留保管施設の今後の見通し

① 芦屋港（新規係留保管施設）

- ・地方港湾施設、管理者：福岡県（北九州県土整備事務所）
- ・芦屋町の地域活性化に寄与するため芦屋港のレジャー港化へ向けた調査や審議する機関として、平成29年度に芦屋町が「芦屋港活性化推進委員会」を設置し、平成31年3月に基本計画を策定。
- ・**係留保管施設の整備（整備主体：福岡県）については、今後福岡県において港湾計画を変更のうえ具体的な検討が進められる予定。（次ページの新聞記事参照）**

② 波津漁港（新規受入）

- ・漁港管理者：岡垣町、関係漁協：遠賀漁業協同組合波津本所
- ・PBの受け入れについて岡垣町及び漁協と協議中。
- ・現時点で受け入れの可能性及び時期は未定。

係留保管施設の今後の見通し

●R1.8.23 (金) 西日本新聞 (朝) 20面



芦屋港再開発
レジャー拠点化

県が物流機能存続案

町は撤去意向 28年度完成見直しも

利用が低迷する芦屋港(高屋町)に全天候施設や農水産物直売所などを建設し、レジャー拠点として再生する町の基本計画について、港を管理する県が、施設配置の一部変更を町に提案していることが分かった。町は港から物流機能を事実上撤去する意向だが、県は存続が前提で、両者の考えには隔たりがある。町は段階的に施設を開業する方針だが、2028年度に完成予定のスケジュールは見直しもありそうだ。

町の計画では港中央部に「供用することを提案している。集約後、撤去する物流スペースについて、県は西部に「県港溝課は農水産物直売所などを建設する中央部にプレジャーボート係留施設を中央部先の海上に新設することを求める。町が中央部に整備予定だった海釣りにきわい創出効果が高まることを求める。町が中央部に整備した海釣り施設は、係留施設のために業者用の野積み場や管理上必要な港内のしゅんせつ後

に出る土砂置き場として一定の敷地が必要」としている。県の提案は7月18日、多野茂丸町長の諮問機関「芦屋港活性化推進委員会(委員長 内田晃・北九州中立法政大学のメンバーとして計画案よりまどめに県も関与してきただけに、今



物流機能の存続を巡って県と町の意見が分かれる芦屋港

月20日の委員会では、「こいものを作るために提案し、これまでの議論で提案がなかった」とコメントした。町は「最終的に事業者の出したのはなぜか」と問う声も上がった。同課は西日本新聞の取材に対し、「計画、実上の撤去を求める考えはをあらためて見て、よりよ

いものを作るために提案し、これまでの議論で提案がなかった」とコメントした。町は「最終的に事業者の出したのはなぜか」と問う声も上がった。同課は西日本新聞の取材に対し、「計画、実上の撤去を求める考えはをあらためて見て、よりよ